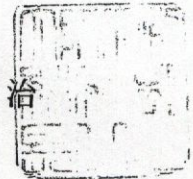


平成20年 9月29日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 松 本 健 二 殿

大阪大学総務部長
岩 切 平



箕面地区における構内交通規制の実施に係る
団体交渉の申入れに対する回答

平成20年9月16日付けで、貴組合から団体交渉の申入れがあった箕面地区の構内交通規制に係る問題については、以下のように回答させていただきます。

1. 入構ゲートの設置について

箕面地区については、現状の道路幅員を前提として入出構ゲートを設置した場合には、入構時のチェック等を行うことで渋滞が発生し、また、正門手前の道路形状（カーブで見通しが悪い上に傾斜地であること）から交通事故等が発生する可能性もあること、さらにこうした渋滞により路線バス等の運行に支障が生じること等が予想されるため、大学では、入出構ゲートを設置できないと判断したものです。

そこで、箕面地区における入構車両の規制は、巡回業務を主体に行うこととし、整理券等の確認ができない車両は記録簿へ記録し、警告文の貼付けなど必要な措置を講ずるとともに、入構時に、正門横の守衛室で、臨時入構整理券（回数券）への押印や一時入構車両の受付・許可書の交付を行うこといたしました。

なお、以上のような箕面地区構内への入構の取扱いについては、平成20年9月22日付けで教職員各位にその取扱いを遵守していただくよう周知済みであることを申し添えます。

2. 非常勤職員の通勤手当について

本学では、平成17年4月1日以降、非常勤職員（教育研究系以外の短時間勤務職員）については、新たに職務給制度を導入し、10年以上の長期勤続者に対しては、これに併せて5%増額された時間給を支給することを内容とする特例措置を講ずる等の給与制度の見直しを行っています。

また、その際、新たな時間給の額については、職務給制度を導入する前の給与、通勤手当、賞与、退職手当を含んだ金額をベースに、当時の民間企業における支給実態等も勘案して、これを決定しました。

他方、職務給は、当該職員の職種や従事する業務内容によって、その額が決定さ

れる性格のものであり、こうした点からも、現在の時間給とは別に通勤手当（交通費）を支給することは、現時点では考えておりません。

3. 入構・駐車整理業務に要する経費等について

教職員及び学生が車両で入構しようとする場合における入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車許可を受けた教職員等にも原因者負担の観点から、これを負担していただくものであり、この経費は構内入構規制に関する警備等の経費に充てております。

また、収支に残高がある場合には、道路整備や道路標識などの入構・駐車に関する整備費用に充てることとしており、貴組合が主張されるような他の目的に使用することは考えておりません。

以 上